第七条の二中「とおり」を「もの」に改め、同条第一号中「消音器　専ら」を「消音器にあつては、専ら」に改め、同条第二号中「弾倉　着脱弾倉」を「弾倉にあつては、着脱弾倉」に、「第五条の三第二項第二号」を「第九条第二項第二号」に改め、同条第三号中「替え銃身　猟銃」を「替え銃身にあつては、猟銃」に改め、同号イ中「第五条の三第二項第三号」を「第九条第二項第三号」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ロ中「第五条の三第二項第四号」を「第九条第二項第四号」に改め、同条を第三十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（保管の委託を要しない場合等）

第三十三条　法第十条の五第一項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一　法第十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる者　次のいずれかに該当する場合

イ　当該許可に係る空気銃又はけん銃（当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃実包（法第三条の三第一項に規定するけん銃実包をいう。以下この号において同じ。）を含む。）を用いて、運動競技会の射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

ロ　イに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃又はけん銃（当該けん銃に係るけん銃部品を含む。）の修理を委託する場合、当該許可に係る空気銃又はけん銃（当該けん銃に係るけん銃部品又は当該けん銃に適合するけん銃実包を含む。）の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

二　法第十条の五第一項第四号に掲げる者　次のいずれかに該当する場合

イ　その者の指導の下に、年少射撃資格の認定（法第九条の十三第一項の規定による資格の認定をいう。）を受けた者が、当該許可に係る空気銃を用いて、空気銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

ロ　当該許可に係る空気銃以外に法第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けて所持する空気銃がないか、又はあつてもその数が内閣府令で定める数以下である場合

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、当該許可に係る空気銃の修理を委託する場合、当該空気銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

2　法第十条の五第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　法第十条の五第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる者　法第十条の八第一項に規定する猟銃等保管業者

二　法第十条の五第一項第二号に掲げる者　警察署長、日本体育協会又は国若しくは都道府県が設置するけん銃に係る指定射撃場の管理者

第七条を削り、第六条の五を第三十二条とし、第六条の四を第二十七条とし、同条の次に次の四条を加える。

（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等）

第二十八条　法第九条の十三第一項の政令で定める運動競技会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める運動競技会とする。

一　空気銃（空気けん銃を除く。）を所持しようとする者　国民体育大会

二　空気けん銃を所持しようとする者　第三条第一項各号のいずれかに掲げる運動競技会

2　法第九条の十三第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一　前項第一号に掲げる者　その者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体

二　前項第二号に掲げる者　日本体育協会

（年少射撃資格講習会の開催）

第二十九条　都道府県公安委員会は、法第九条の十四第一項に規定する講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）を開催しようとするときは、開催予定期日の二十日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表しなければならない。

2　年少射撃資格講習会における講習時間は、空気銃の所持に関する法令については三時間、空気銃の使用の方法については一時間とする。

（年少射撃資格講習修了証明書の交付）

第三十条　法第九条の十四第二項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の交付は、年少射撃資格講習会の講習を受けた者につき、当該年少射撃資格講習会の講習に係る事項を修得したかどうかを考査し、これらの事項を修得したと認められる者に対して行うものとする。

（年少射撃資格講習会の開催に関する事務の委託）

第三十一条　法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の規定により都道府県公安委員会が行わせることができる事務は、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務とする。

2　法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第四項の政令で定める者は、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものとする。

第六条の三第一項中「第九条の五第一項の」を「第九条の五第一項に規定する」に、「第五条の十一第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第三項中「第九条の四第一項の」を「第九条の四第一項に規定する」に、「同項第二号の」を「同項第二号に規定する」に改め、同条第五項中「、射撃回数」を「及び射撃回数」に改め、同条を第二十六条とする。

第六条の二中「第十一条第十項」を「第十一条第十一項」に、「第七条」を「第三十三条」に、「第十条」を「第三十八条」に改め、同条を第二十五条とする。

第六条第一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第二十四条とする。

第五条の十一第一項中「第五条の四第一項の」を「第五条の四第一項に規定する」に改め、同条第二項の表中

猟銃の射撃	散弾銃によるもの	飛しようする標的に対する射撃
	ライフル銃によるもの	固定されている標的に対する射撃

を

猟銃の射撃	一　散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二　ライフル銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（技能講習）

第二十一条　都道府県公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、法第五条の五第一項に規定する講習（以下「技能講習」という。）を受けることができる者に対し、あらかじめ技能講習の実施の日時、場所その他技能講習について必要な事項を通知するものとする。

2　技能講習は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について行うものとする。

科目	事項
猟銃の操作	一　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い 二　猟銃の点検 三　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い 四　射撃の姿勢及び動作
猟銃の射撃	一　散弾銃による場合にあつては、飛しようする標的に対する射撃 二　散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃